

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年10月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200027号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200022号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月15日の標準賞与額を13万3,000円、平成24年6月15日の標準賞与額を12万5,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月15日及び平成24年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月15日及び平成24年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月15日
② 平成24年6月15日

A社から請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書によると、請求者は、A社から、請求期間①は16万円、請求期間②は15万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は13万3,000円、請求期間②は12万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚が所持する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万3,000円、請求期間②は12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月15日及び平成24年6月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200043号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200023号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年3月31日の標準賞与額を5万円、平成27年6月25日の標準賞与額を3万1,000円とすることが必要である。

平成27年3月31日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年3月31日
② 平成27年6月25日

A事業所から育児休業期間中に支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る賃金台帳及び平成27年給与所得に対する源泉徴収簿(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者は同事業所から、請求期間①は5万円、請求期間②は3万1,596円の賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主が年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年9月11日に届け出ていることが確認できる上、厚生年金保険法第75条本文において、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行っていることが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、同規定に基づくと、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認できる賞与額から、請求期間①は5万円、請求期間②は3万1,000円とし、いずれも保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200044号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200021号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年3月31日の標準賞与額を5万円とすることが必要である。

平成27年3月31日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年3月31日

A事業所から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る賃金台帳及び平成27年給与所得に対する源泉徴収簿(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者は同事業所から、請求期間に5万円の賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求期間に係る標準賞与額については、事業主が年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年9月11日に届け出ていることが確認できる上、厚生年金保険法第75条本文において、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行っていることが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、同規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認できる賞与額から5万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。